

◎中学校完全給食の実施方式（案）について

※中学校完全給食実施等検討特別委員会などの会議で報告したものと同一の資料です。

1 実施方式（案）

センター方式（センターを 1 カ所整備）

2 検討にあたっての考え方／主な理由

平成 28 年 6 月に教育委員会の検討結果としてまとめた「中学校の昼食のあり方について」、これまでの各検討組織等による検討経過、委託事業者による調査結果に加え、市議会の平成 29 年 6 月定例議会において中学校完全給食実施等検討特別委員会からこれまでの検討状況等を受けて出された「中間審査報告書」の内容を踏まえて、検討した。

なお、一般論としての各実施方式の特徴を比較するだけではなく、本市の中学校、小学校の敷地や施設の状況を考慮して検討し、自校方式、センター方式、親子方式及び各実施方式の組み合わせについて、それぞれのメリット・デメリットを踏まえ、総合的に判断した。

【参考 1】中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画（8 ページ）

【参考 2】中学校完全給食実施等検討特別委員会中間審査報告書
（9～10 ページ）

メリット・デメリットのうち、どのポイントを重視するかにより、それぞれの実施方式の評価は異なってくるが、次の観点を重視して総合的に検討した結果、センター方式（1 カ所）が最善であると考えた。

- （1）安全・安心な給食を提供できる
- （2）長期的な観点からのメリットが最も大きい
- （3）既存の教育活動への影響が最も少ない
- （4）全校同時に給食を開始できる
- （5）財政面での負担が比較的少ない
- （6）統一的な管理・運用を行うことができる

(1) 安全・安心な給食を提供できる

【衛生管理面】

センター方式と自校方式については、学校給食衛生管理基準に基づきドライシステムで新たに整備することになる。

一方で、親子方式については、既存の小学校給食室の改修等により整備することになるが、小学校の給食室は整備時期が古い施設が多い。現状は、調理員がドライ運用を徹底することで衛生管理に努めているが、中学校の給食も提供することになった場合、作業動線が複雑化し、現在よりも衛生管理が難しくなる。

【食物アレルギー対応】

全員喫食の完全給食を実施するにあたっては、食物アレルギー対応を行い、できるだけ多くの生徒に給食を提供できるようにすることが重要となる。

センター方式では、食物アレルギー対応の専用調理室を設置することで、安全に除去食等を提供することが可能になる。

なお、自校方式では、食物アレルギー対応の専用コーナーを設置することによる対応は可能だが、親子方式では、現在小学校でも十分な食物アレルギー対応ができていない状況であることや、現状の小学校の給食室の設備等を考慮すると、除去食等を提供することは難しいと判断した。

(2) 長期的な観点からのメリットが最も大きい

現時点で具体的に統廃合が決定している学校はないが、児童生徒数は減少傾向と推計されており、今後統廃合となる可能性もあり、自校方式や親子方式で給食室を整備する場合は将来的に過剰な投資となるリスクがある。一方、学校によっては開発等により一時的に児童生徒が増える場合もある。自校方式や親子方式では、給食施設・設備の改修が必要となるが、センター方式では、全校合計での最大調理能力を超えない限り対応できる。

また、現在小学校の給食室の工事は原則として長期休業期間に行っているが、給食提供期間に工事を行わざるを得ない事態が生じた場合、一時的に小学校分を提供する可能性も考えられる。

(3) 既存の教育活動への影響が最も少ない

センター方式では、給食施設を学校敷地とは別の場所に整備することになるため、給食施設の整備による既存の教育活動への影響は少ない。

一方、自校方式については、給食施設を整備するために、23校中11校がグラウンド・技術室などの縮小・移転などが必要となり、既存の教育活動への影響が大きい。このことに対し、中学校側から懸念する意見が多い。

親子方式については、整備期間中における小学校の給食提供に影響が出るこ

と、小学校に大型車両の出入りが増えることのほか、日々の食数や事故の際の連絡・調整などにより小学校側の負担も大きいことから、中学校だけでなく小学校からも懸念する意見が多い。また、年間を通じて小中学校双方の教育課程との調整が必要となるなど、教育活動、学校現場への影響が大きいと判断した。

（４）全校同時に給食を開始できる

センター方式（センターを１カ所整備）では、全中学校で一斉に開始することが可能である。

自校方式や親子方式の施設整備については、PFI 等による一括整備の可能性も指摘されているが、現時点では事例が把握できていないため、ある程度の年数に分けて整備する想定となる。

（５）財政面での負担が比較的少ない

初期整備費や総費用については、親子方式が最も低くなると試算されたが、費用面以外の観点で検討した結果、（１）から（４）及び（６）にも記載したように課題が大きいと判断した。

センター方式と親子方式について費用を比較した場合、初期整備費は親子方式の方が低いと試算されたが、維持管理運営費はセンター方式の方が低いと試算されていること、センターの施設整備は文部科学省の学校施設環境改善交付金の対象となること、センター方式で選択する事業手法によっては総費用が縮減されることも試算されており、市の財政負担という点では親子方式と大きな差が出ない可能性もある。

なお、センターを２カ所整備する場合は総費用が大幅に高くなるため、財政面を踏まえると困難であると判断した。

【参考３】実施方式別費用比較（11 ページ）

（６）統一的な管理・運用を行うことができる

自校方式や親子方式のように、各学校に調理場がある場合と比較すると、センター方式で、１カ所に整備することにより、統一的かつ集中的な管理や運用を行いやすい点は、実際に運営していく中では重要な要素となる。

また、給食指導の経験がない中学校関係者からは、食物アレルギー対応を心配する意見が多いが、食物アレルギー対応についても、全市統一した対応を徹底することができるほか、１カ所で集中して専任の人員を配置し、全中学校の対象生徒分を調理することでリスクを低減させることが可能となる。

また、センター方式は他の実施方式と比較すると必要となる人員が少ないことに加え、１カ所に勤務するため、人員管理の一元化、柔軟な勤務体制等、運用しやすい面がある。

3 今後の課題

センター方式で給食を実施するにあたっては、次のような課題がある。特に「(1) 用地の確保」については、基本計画の策定や給食開始スケジュールに大きく関わってくるため、早急に解決すべき課題である。

- (1) 用地の確保
- (2) 調理後2時間以内の喫食
- (3) 食育の推進（栄養教諭等の効果的な配置を含む）
- (4) 地産地消の推進
- (5) 防災機能の検討
- (6) 市内経済への影響

(1) 用地の確保

センターは建築基準法上の用途が工場となるため、建設が可能なのは、原則として、工業専用地域、工業地域、準工業地域である。他の用途地域に建てようとする場合は、建築基準法第48条ただし書の許可を得なくてはならないが、現在、市の未利用地には、センターを建設可能な用途地域に十分な広さを有する用地はない。そのため、市の未利用地において建築基準法第48条ただし書の許可を得るのか、センターを建設可能な用途地域の用地を新たに取得するのかを検討し、早急に用地を確保する必要がある。

(2) 調理後2時間以内の喫食

センター1カ所で23校に調理・配送を行うが、調査委託においては1台で複数校を配送する想定となっている。学校給食衛生管理基準で求められている調理後2時間以内の喫食を考慮すると、配送ルートや車両台数を検討するとともに、道路状況や学校の立地状況を十分に考慮した場所に建設する必要がある。

(3) 食育の推進（栄養教諭等の効果的な配置を含む）

食育の推進については、給食を活用して、毎日の給食の時間をはじめ、関連教科等において充実させるという点では実施方式による差はないが、自校方式のように身近で調理が行われている点を食育に活用することができないため、自校方式とは異なるかたちで食育につなげる必要がある。自校方式では難しいとされる、調理工程の見学や展示スペースの設置など、センターに食育の場としての機能を持たせ、各教科等（保健体育科、技術・家庭科、特別活動など）における学習とも関連づけることで、学校給食の教育的効果を引き出し、学校における食育を推進できるよう検討していく必要がある。

また、センター方式の場合、他の実施方式と比較すると県費による学校栄養職員の配置が少ないため、市費により学校栄養職員を配置するなど、食育推進体制の整備が必要となる。

（４）地産地消の推進

基準献立（統一献立）については、どの実施方式でも必要となる食材の量は変わらないため、使用できる地場産食材に特に差は出ない。一方、現在小学校では、年４回学校ごとの献立（自校献立）で給食を実施しているが、食数が少ないため、基準献立の食数分を確保することが難しい地場産の食材を積極的に使用している。中学校をセンター方式とした場合、この自校献立の取り組みができないため、どのようなかたちで地産地消を推進していくのか検討する必要がある。

（５）防災機能の検討

他都市でセンターを整備する場合に、大量調理施設となることを考慮して、災害時に防災拠点として機能できるような施設として整備している事例がある。建設場所にもよるが、広大な敷地を有することや一定の面積を有する建築物であること、また大量調理が可能となることなどを活用して、災害時における地域の防災拠点となるように整備していくことについても検討する必要がある。

（６）市内経済への影響

施設整備が大規模になること、食材調達量が増加すること、新たに調理・配送などに係る業務が発生すること、また、それに伴い雇用も増加するため、一定の経済効果が予想される。新たに配送業務が発生することや食材の納品場所が集中することなど、小学校・特別支援学校で実施している自校方式と異なる点もあるため、他都市の状況なども踏まえ、市内経済にとって効果が十分に波及するように取り組む必要がある。

4 他の実施方式の検討の総括

(1) 自校方式

自校方式は、調理から喫食までの時間が短いこと、適温で提供できること、配送がないこと、献立や調理工程について制限を受けにくいことなど給食提供の面で多くのメリットがある。また、児童生徒の身近で調理していることで食育につなげやすいなどの面もあり、一般論としては最も良い実施方式であると考えている。

しかし、現在の中学校の敷地や校舎の状況を考慮すると、調査結果にも示されているように、約半数の学校で整備が困難な状況である。また、仮に整備した場合も、新たに給食室を建設することにより、生徒の教育活動に制約が出ることや、施設管理や人員管理に関して学校現場の負担が増えることなどから、既存の教育活動への影響が大きい。長期的な観点では、今後継続して児童生徒数が減少していく推計のため、給食室を整備した学校が統廃合になるリスクも考えられること、また、初期整備費・維持管理運営費とも最も高額となる見込みであることなどの課題がある。

なお、センター方式では、自校方式の良い点をすべて満たせるわけではないが、他都市の事例を見ても、保温食缶により温かい状態で提供できること、献立や調理工程の工夫がなされていること、また、食育については、センター方式の特色を生かした方法で取り組むことが可能である。

(2) 親子方式

初期整備費用を含め、費用面では最も整備費用がかからない方式であるが、既存の小学校給食室の老朽化や調理工程の複雑化などを考えると課題が多い。施設整備に関しては、現行の衛生管理基準を満たす設備を整備できないため、現状では整備時期の古い施設が多い中、ドライ運用の徹底により衛生管理は徹底しているものの、調理現場への負担が現状以上に加わることになる。また親子方式の場合、給食室部分の用途は工場となるため、建築基準法第48条ただし書の許可を得なくてはならないことや増築する場合既存遡及があることのほか、増築の有無に関わらず対応するための機器が設置可能かどうか、調理員の増員や機器の増設等により適正な作業スペースが確保できるかどうかなど様々な課題がある。運営段階においても、小学校の休校日における中学校への給食提供等、年間を通じて小中学校双方の教育課程との調整が必要となるなど、学校現場への負担と影響が大きい。また、小学校に大型車両の出入りが増えることのほか、日々の食数や事故の際の連絡などにより小学校側の負担が大きいことなどから、中学校だけでなく小学校からも懸念する意見が多い。

(3) 組み合わせ方式

1つの実施方式に統一するのではなく、複数の実施方式を組み合わせることについても検討した。

なお、複数の実施方式を組み合わせることは、実際に運営する段階においては、食材調達や食数の連絡、食物アレルギー対応、事故発生時の対応など様々な点で、組み合わせた実施方式ごとに異なった対応が必要となるため、実施方式を統一した場合と比較するとコストや負担が増えるものと考えている。

①自校方式を主とした他の方式との組み合わせ

自校方式を主として他の方式と組み合わせる場合として、B（整備できる可能性が高い）の12校を自校方式で整備し、C（整備が困難）、D（整備が極めて困難）の11校をセンター方式または親子方式で実施することについて検討した。

組み合わせ	課題（他の方式側）
センター方式	・センター方式の管理・施設の集約化による効果が薄れる。 ・配送面でも対象校が市全域に及ぶため効果が少ない。
親子方式	・11校の中には生徒数が多く、親子方式で実施する場合に増築の検討が必要となる規模の学校が多いため、整備について課題が多い。

②センター方式を主とした他の方式との組み合わせ

センター方式は統一的な管理・運用や施設の集約化により費用を抑えることがメリットの一つであること、実施が難しい学校がないことから、組み合わせによる効果は低いと考えた。

③親子方式を主とした他の方式との組み合わせ

親子方式を主として他の方式と組み合わせる場合として、○（増築なしの改修で提供可能）の13校を親子方式で整備し、△（増築ありの改修で提供可能）の10校を自校方式またはセンター方式で実施することについて検討した。

組み合わせ	課題（他の方式側）
自校方式	・親子方式で△（増築ありの改修で提供可能）の10校のうち、6校は自校方式の判定がC（整備が困難）であるため整備が難しい。
センター方式	・センター方式の管理・施設の集約化による効果が薄れる。 ・配送面でも対象校が市全域に及ぶため効果が少ない。

5 実施方式決定までのスケジュール

期日等	会議名	内容
6月30日（金）	教育委員会定例会	実施方式（案）報告、意見聴取
7月4日（火）	中学校完全給食推進本部	実施方式（案）報告、意見聴取
7月7日（金）	中学校完全給食実施等 検討特別委員会	実施方式（案）報告、意見聴取
7月18日（火）	総合教育会議	市長、教育委員が協議
7月21日（金）	教育委員会定例会	実施方式決定（予定）

【参考1】中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画

基本方針

望ましい昼食のあり方を実現するため、全員喫食による完全給食を実施する

行動計画

- 1 安全・安心な給食を提供する
- 2 温かく、おいしい給食を提供する
- 3 生徒の昼食時間を確保する
- 4 栄養教諭や学校栄養職員を効果的に配置する
- 5 小・中学校間で一貫した食に関する指導を行う
- 6 生徒の食への関心を高める取り組みを充実させる
- 7 教職員の負担軽減策を講じる

【参考２】中学校完全給食実施等検討特別委員会中間審査報告書

現在、本市の中学校給食はミルク給食であり、昼食は家庭からの弁当持参を原則としている。しかし、近年は経済的な理由のみならず家庭の事情で栄養バランスの取れた昼食を用意できない生徒がいることが課題となっている。

このような中、教育委員会は中学校の昼食に関する施策を試行的に進めてきたが、昨年７月総合教育会議において市立中学校で完全給食を実施することを決定した。

その実施方法については、中学生に望ましい昼食のあり方を実現するとともに、将来にわたる財政状況等を総合的に検討した上で決めるべきである。

よって、中学校完全給食実施方式を決定するに当たり、本委員会の次の意見に留意するよう強く要望する。

１ 生徒たちの望ましい昼食について

- (１) 生徒たちの健やかな成長・発達のために必要、かつ、おいしく、楽しく、喜ばれる昼食が提供できること。
- (２) 市立学校に在学する全ての生徒に対し完全給食としての学校給食を実施すること。
- (３) 食育の観点から、栄養バランスを考慮し、旬の地元の食材をできるだけ使用すること。

２ 本市の財政状況について

厳しい財政状況を踏まえ、整備に係る経費から運営に係る経費までのトータルコストを考慮し、財源を確保するよう努めること。

３ 食の安全・安心について

- (１) 学校給食衛生管理基準を満たすとともに、食に関する事故（食中毒や異物混入）の発生防止に資するものとする。
- (２) アレルギー対応食を提供するための設備は安全性を確保すること。

４ 給食室整備の実現性について

- (１) 学校・教育活動への影響は可能な限り抑えるようにすること。
- (２) ひとつの方式による実施に固執せず、組み合わせ方式による実施も考慮すること。

5 全校への提供時期について

提供開始時期については、できるだけ早期に開始し、学校により差がでないように考慮すること。

6 児童生徒数の増減について

学校ごとの生徒数の増減に対して対応可能となるよう考慮するとともに、本市全体で今後、生徒数の著しい減少が想定されるが、施設整備において、将来的に過剰な投資とならないようにすること。

7 市内経済への影響について

食材調達、配送、施設整備について、市内経済によい影響となるような工夫をすること。

【参考 3】実施方式別費用比較

1 総費用（30 年間）*1

項目／方式	自校方式	センター方式	親子方式
初期整備費	約 83 億円	約 64 億 6 千万円	約 51 億 7 千万円
維持管理 運営費	約 253 億 8 千万円	約 188 億 4 千万円	約 206 億 4 千万円
資金調達 関連費	—	約 33 億 6 千万円	—
建物解体費	—	約 1 億 2 千万円	—
土地取得費	—	(約 9 億 4 千万円)	—
合計	約 336 億 8 千万円	約 287 億 8 千万円 (約 294 億 8 千万円) *2	約 258 億 1 千万円

【参考】学校施設環境改善交付金

交付金	約 7 億 4 千万円	約 5 億 8 千万円	—
-----	-------------	-------------	---

2 センター方式事業手法別費用比較（30 年間）*1

事業手法	1 力所	2 力所
公設民営	約 287 億 8 千万円	約 344 億 2 千万円
D B	約 285 億 6 千万円	約 341 億 6 千万円
D B O	約 266 億 1 千万円	約 319 億円
リース	約 292 億 1 千万円	約 350 億 2 千万円
P F I	約 268 億 4 千万円	約 322 億 2 千万円
民設民営	約 270 億 5 千万円	約 324 億 9 千万円

3 センター方式（1 力所、2 力所）費用比較（30 年間）*1

項目	1 力所	2 力所
初期整備費	約 64 億 6 千万円	約 72 億 7 千万円
維持管理運営費	約 188 億 4 千万円	約 216 億 1 千万円
資金調達関連費	約 33 億 6 千万円	約 45 億 7 千万円
建物解体費	約 1 億 2 千万円	—
土地取得費	(約 9 億 4 千万円)	約 9 億 7 千万円
合計	約 287 億 8 千万円 (約 294 億 8 千万円) *2	約 344 億 2 千万円

*1 自校方式は鉄骨造、センター方式は鉄骨造／1 力所／公設民営の場合

*2 センター方式（1 力所）について、売却収入を土地取得費として想定する場合には、建物解体費を減額（土地取得費－建物解体費）して試算した。